

保存版
(HPにも載っています)

児童期に感染しやすい主な感染症とその出席停止について

学校保健安全法に定められている「児童期に感染しやすい感染症の出席停止期間」について掲載させていただきます。病状により、医師において感染のおそれがないと認められた時はこの限りではありませんが、参考にしてください。



病名	潜伏期間	出席停止期間・登校の目安
インフルエンザ	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7～10日	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	8～12日	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	16～18日	耳下腺、顎下腺、または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	16～18日	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	14～16日	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	2～14日	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで
感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）	12～48時間	症状のある間が主なウイルスの排出期間なので、下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態よい場合は登校可能
マイコプラズマ感染症	2～3週間	症状が改善し、全身状態がよい場合は登校可能
溶連菌感染症	2～5日	適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失われるため、それ以降、登校は可能
伝染性紅斑（りんご病）	4～14日	発疹期には感染力はほとんど消失しているので、発疹のみで全身状態のよい者は登校可能
手足口病	3～6日	全身状態が安定している場合は登校可能。ウイルスの排出期間が長いので手洗いが重要。
ヘルパンギーナ	3～6日	全身状態が安定している場合は登校可能。長期間、便からウイルスが排出されるので、手洗いが重要。

*学校保健安全法では出席停止期間は上記のようになっていますが、主治医の指示に従ってください。特に、診断書は必要ありません。